

第1章 計画の基本的事項

本章では、東大和市環境基本計画の策定の背景を示すとともに、計画の目的、位置づけ、期間、推進主体及び構成を定めます。

1 計画策定の背景

市では、平成19(2007)年3月に平成28(2016)年度までの10年間を計画期間として「東大和市環境基本計画」(以下「第一次計画」といいます。)を策定し、その後、平成23(2011)年度に計画の見直し(環境に関わる施策内容の一部を変更)を行いました。

第一次計画は、目標年度を平成28(2016)年度としていますが、この間、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による環境汚染及び稼働停止などによるエネルギー需給のひっ迫化を起因として、省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取組が進展しました。一方、国際社会に目を向ければ新しい地球温暖化対策の枠組みが合意されるなど、本市を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しています。これらの変化を的確にとらえ、また第一次計画の進捗状況等を踏まえ、平成29(2017)年度から始まる第二次東大和市環境基本計画(以下「本計画」といいます。)を策定することとします。

2 計画の目的

市は平成16(2004)年12月に「東大和市環境基本条例」を制定し、環境保全の基本理念や市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すことを掲げました。

東大和市環境基本条例第7条に基づき、環境基本計画は同条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。また、同条例第7条第2項に基づき、「環境の保全に関する目標」「環境の保全に関する施策の基本的な方向」「そのほか環境保全に関する施策の推進のために必要な事項」を定めます。

● 東大和市環境基本条例の基本理念及び環境基本計画の策定規定

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目的として、すべての者の協働により行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動が地球規模の環境問題をも引き起こすという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東大和市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東大和市環境保全審議会の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

※全文は資料編73頁に掲載しています。

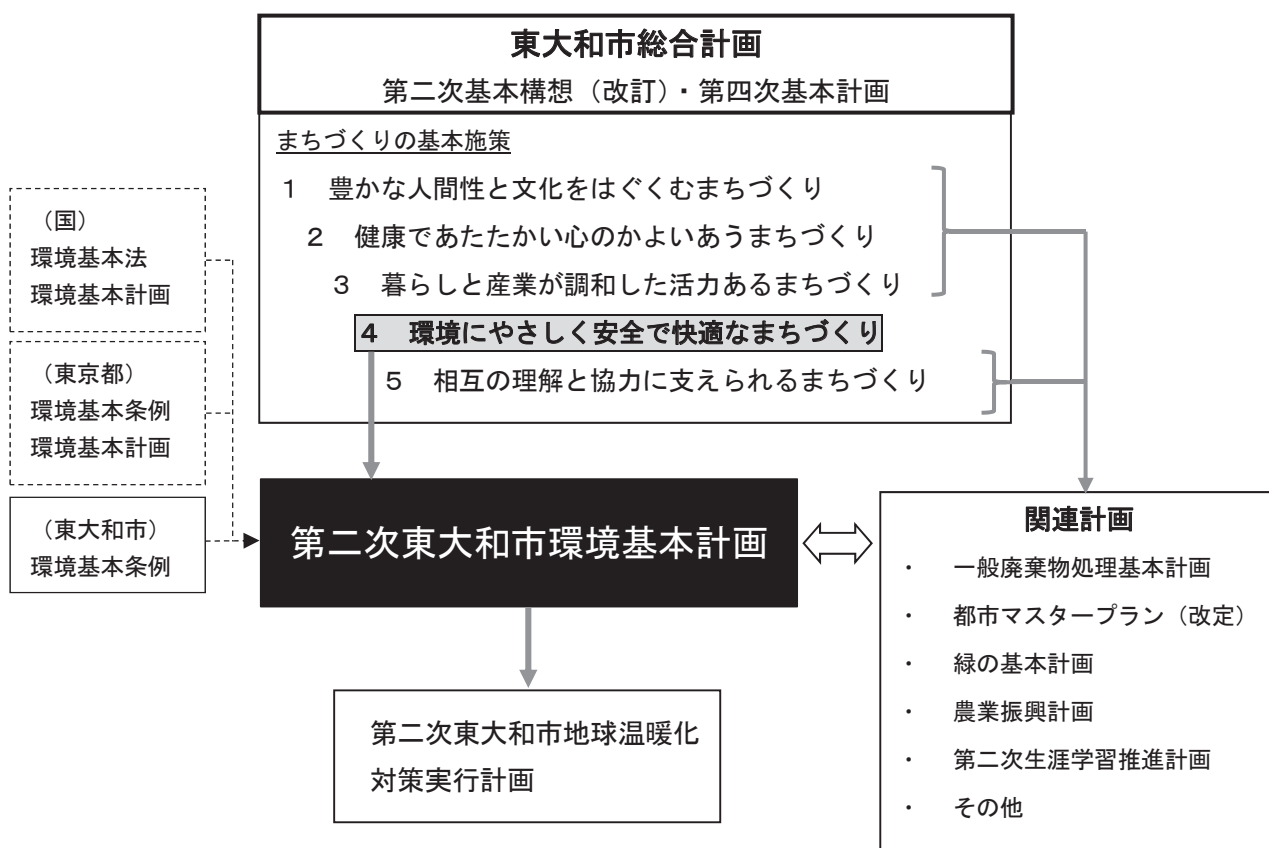
3 計画の位置づけ

本計画は、東大和市環境基本条例第7条に基づき策定するものであり、市政の基本的方向と取組内容をまとめた第二次基本構想（改訂）・第四次基本計画を、環境の視点から具体的に展開していく計画です。

本計画上の「環境」の範囲は、水や緑、生物などの自然環境、資源やエネルギー、まちの快適性などの生活環境、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球環境などの要素だけでなく、課題解決に向けた取組方まで幅広くとらえることとしています。したがって、この計画はまちづくりや私たちの暮らし全般に関わる内容です。

このため本計画は、都市マスタープランと緊密な連携を保つとともに、緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画などの環境に関わる分野別計画との連携、整合を図り、推進していきます。

● 第二次東大和市環境基本計画の位置づけ

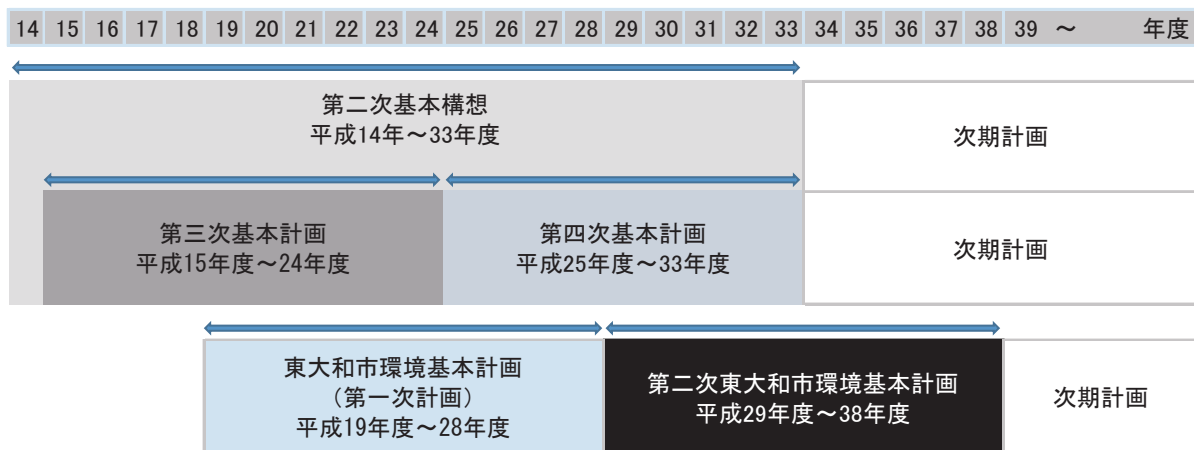


4 計画の期間

本計画の期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までの10年間とします。

ただし、環境をめぐる社会情勢の変化などに対応するため、概ね5年後に中間見直しを行うとともに、大きな社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行います。

● 計画期間



多摩湖



市立狭山緑地

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者及び市とします。

● 東大和市環境基本条例による市民、事業者及び市の責務

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物その他の自然環境の保全に関すること。

(3) 人と自然の豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

(4) 野生生物の種の保存その他の生物多様性の確保に関すること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、環境の保全に関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全のために必要となる知識を習得し、理解を深めるよう努めなければならない。

3 市民は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

6 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりです。

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景を示すとともに、計画の目的、位置づけ、期間、推進主体及び構成を定めます。

第2章 策定にあたって

第一次計画の点検を行い、本計画策定にあたっての主要課題を導きます。また、第一次計画から本計画への策定ポイントを整理します。

第3章 第二次計画のめざすもの

1 望ましい環境像

市民、事業者及び市の共通目標となる「望ましい環境像」を掲げます。

2 基本目標

望ましい環境像の実現に向けて、環境の保全に取り組んでいくため、5つの基本目標を設定します。

第4章 優先して取り組む重点施策

環境の保全に取り組んでいくため、多岐にわたる施策のなかでも、主要課題を踏まえ「まちづくりの視点」から優先して取り組んでいくための重点施策を設定します。

第5章 東大和市の環境の現状と推進施策

基本目標に沿って、環境の各分野にわたり総合的に取り組んでいくための「施策の体系」を示します。
また、体系に沿い、「施策方針」毎に「環境の現状・課題」を確認したうえで、今後10年間を見通した「施策」を示すとともに、当面実施する「市による取組」を例示します。

第6章 市民・事業者・市の環境配慮に向けて

市民、事業者及び市の各々が、望ましい環境像や基本目標の実現に向けて、日常生活や事業活動の中で自主的に環境に配慮すべき取組を示します。

第7章 計画の推進体制と進行管理

本計画の実効性を確保するため、推進体制を確立し、計画の進行管理を行います。